

薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定第一部会
同 第二部会

委員

殿

拝啓

突然ですが、お送りさせていただいたのは、医薬品のリスクと安全に関する国際ジャーナル International Journal of Risk and Safety in Medicine の別刷りです。

このたび、タミフルによる突然死、異常行動後の事故死など、精神神経系の害反応に関する相談を受けた方々について、同誌に報告するとともに、発症機序および因果関係について総合的に考察を加え投稿したところ、採用され、掲載となったものです。

日本語訳をつけて、お送りいたします。

ご承知のとおり、この論文本文で紹介した 8 人と、追加で紹介した 2 人については、その家族あるいは遺族の方から副作用被害救済制度により遺族年金や医療費等の請求がなされ、筆者がいずれも意見書を書いております。しかし、すでに判定がでた 4 人（症例 1～3 おいび症例 5）については、いずれもタミフルによる副作用ではないとの判定がなされ、審査請求がなされている状況です。

副作用・感染等被害判定安全対策調査会の皆様には、ご多忙とは存じますが、同封の論文を熟読いただければ、すでにタミフルによるものではないと、因果関係を否定された 4 人はもとより、まだ判定結果がでていない残る 6 人（合計 10 人）につきましても、いずれもタミフルによるものであることが明確になると存じます。

是非とも、国民の健康に重大な関係を有するこの問題を再度考えなおしていただきたく存じます。

なお、この論文とともに、改めて厚生労働大臣、薬事・食品衛生審議会 薬事分科会委員、安全対策調査会委員あてに、別紙要望書を提出いたしました（文面は同じです。厚生労働大臣宛の文書を同封いたします）。

いずれは必ず、突然死や異常行動後の事故死に対するタミフルの関与、すなわち因果関係は動かぬものとなると確信しております。しかし、国としての判断が遅れば遅れるほど、これまでの薬害で過ちが繰り返されてきたように国民の健康が蝕まれていきます。いかに早急に重大な害を回避するかは、皆様方の判断にかかっております。

タミフルのこの問題で判断を誤った場合には、「二度と薬害を起こさない行政の舵取りをしっかりと行いたい」との舛添要一厚生労働大臣が言われたことは「絵に書いた餅」に終わります。

要望書の趣旨を十分ご理解のうえ、国民の期待、被害者家族・遺族の期待から背くことのないよう、賢明な判断をお願い申し上げます。

敬具

2008 年 6 月 21 日

〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 3-2-17 902

TEL 06-6771-6314 FAX 06-6771-6347

NPO 法人医薬ビジランスセンター（薬のチェック）

浜 六郎